

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	棚倉町 矢祭町 埴町 鮫川村

東白川地域鳥獣被害防止 広域対策協議会鳥獣被害防止計画

<代表町村及び連絡先>

担 当 部 署 名 福島県東白川郡棚倉町産業振興課
所 在 地 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野 3 3 番地
電 話 番 号 0247-33-2113
F A X 番 号 0247-33-3715
メールアドレス sangyoushinkou@town.tanagura.lg.jp

町村名	鮫川村	矢祭町	埴町
担当部署	農林商工課	事業課	農林推進課
所在地	鮫川村大字赤坂中野字新宿 39-5	矢祭町大字東館字館本 66	埴町大字埴字大町三丁目 21 番地
電話番号	0247-49-3113	0247-46-4576	0247-43-2118
Fax 番号	0247-49-3363	0247-46-3025	0247-43-2137
メールアドレス	nourin@vill.samegawa.lg.jp	sangyou-g@town.yamatsuri.lg.jp	nourin@town.hanawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、カラス、ハト、カルガモ、カワウ、サギ類（アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ）
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	東白川郡内地域（棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	町村名	被害の現状	
		品目	被害数値
イノシシ	棚倉町	・ 水稲	125.5 千円 12.1a
		計	125.5 千円 12.1a
	矢祭町	・ 水稲	80 千円 7.7a
		・ そば	50 千円 40.0a
		計	130 千円 47.7a
	埴町	・ 水稲	550 千円 53.0a
		・ いも類 バレイシヨ	71 千円 5.0a
		・ 野菜 きゅうり（夏秋）	1,565 千円 10.0a
		たけのこ	8 千円 1.0a
	計	2,194 千円 69.0a	
鮫川村	・ 飼料作物 WCS 用稲	188.6 千円 20.0a	
	・ 豆類 大豆	25.2 千円 4.1a	
	計	213.8 千円 24.1a	
イノシシ合計		2,663.3 千円 152.9a	
ハクビシン	矢祭町	・ ぶどう	1,374 千円 19.3a
		計	1,374 千円 19.3a
	ハクビシン合計		1,374 千円 19.3a
カワウ	矢祭町	稚鮎・魚（ウグイ等）	2,662 千円 1,240 kg
		計	2,662 千円 1,240 kg
	カワウ合計		2,662 千円 1,240 kg
サギ類 （アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ）	矢祭町	稚鮎・魚（ウグイ等）	1,887 千円 868 kg
		計	1,887 千円 868 kg
	サギ類合計		1,887 千円 868 kg

農作物被害合計	4,037.3 千円	172.2a
水産業被害合計	4,549 千円	2,108 kg

(2) 被害の傾向

○イノシシ

東白川郡各町村とも全域で被害が確認され、特に山間部で被害が集中している。主な被害時期は4月～10月で、水稻・いも類（バレイショ・ナガイモ等）・野菜類（スイートコーン・カボチャ等）に被害が発生している。また飼料作物においても掘り起し等の被害が発生している。作物以外では、耕作放棄地や畦畔、土手や水路の破壊等が発生し、農作物被害と併せて営農意欲の低下を招く原因となっている。農地以外では、観光地での掘り起し被害が増加傾向にある。その他、日中田畑を荒らすイノシシが目撃されている。

○ハクビシン

被害時期は8月～11月で、トウモロコシやスイカ、カボチャ等の他、ぶどう（シャインマスカット、巨峰、クイーンニーナ等）に被害が発生している。ハクビシンの被害は、耕作者による耕耘等や他の動物の痕跡により消されてしまうことが多く、全容が掴み難くなっている。

○カラス

畜産の飼料作物の作付面積の増加に伴い、青刈りトウモロコシへの食害が9月～10月に発生しているが、被害の全容が掴み難くなっている。

○ハト

鮫川村で大豆の食害が発生しているが、他の獣種による被害と重複し被害の全容が掴み難くなっている。

○カルガモ

被害は鮫川村内全域に広がり、5月頃から田植え直後の苗の抜き取りや攪拌による稲の活着阻害が発生し、生育に悪影響を与えている。

○カワウ、サギ類（アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ）

春先から秋にかけ、久慈川本流や支流において放流している特産品の鮎やヤマメ、ウグイ、コイに甚大な被害をもたらしている。追い払いや捕獲を実施しているが、年々飛来する個体数が増加しているため、十分な被害低減に結びついていない。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和2年度）			目標値（令和6年度）	
イノシシ	125.5千円	12.1a	（棚倉町）	80千円	8a
	130千円	47.7a	（矢祭町）	90千円	33a
	2,194千円	69.0a	（埴町）	850千円	27a
	213.8千円	24.1a	（鮫川村）	150千円	17a
イノシシ合計	2,663.3千円	152.9a		1,170千円	85a
ハクビシン	1,374千円	19.3a	（矢祭町）	960千円	13a
ハクビシン合計	1,374千円	19.3a		960千円	13a
カワウ	2,662千円	1,240kg	（矢祭町）	1,860千円	866kg
カワウ合計	2,662千円	1,240kg		1,860千円	866kg
サギ類（アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ）	1,887千円	868kg	（矢祭町）	1,250千円	575kg
サギ類（アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ）合計	1,887千円	868kg		1,250千円	575kg

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【棚倉町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器・くくりわなによる有害鳥獣捕獲を棚倉町鳥獣被害対策実施隊に依頼 <p>【矢祭町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器・わなによる矢祭町鳥獣被害対策実施隊を編成し、町内全域で有害捕獲を実施 <p>【埴町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埴町鳥獣被害対策実施隊と連携し、情報共有により効率的に捕獲（銃器・くくりわな）を実施 ・猟友会に対しイノシシ捕獲 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員の高齢化に伴う後継者の育成 ・野生鳥獣からの放射性物質が検出された結果、免許更新者や捕獲者の数が減少 ・実施隊員の高齢化に伴う後継者の育成 ・効率的な罠の捕獲方法 ・狩猟者の高齢化に伴う後継者の育成 ・捕獲機材（はこわな、くくりわな）の有効活用

	<p>へ助成</p> <p>【鮫川村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度に捕獲機材を設置。はこわな（イノシシ用13基；ハクビシン用5基）・くくりわな（イノシシ用28基）を捕獲等隊員に貸与 ・狩猟捕獲にかかる経費の助成 ・狩猟者の減少への対策として、捕獲活動費の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員の高齢化及び後継者の育成。 ・効率的なわなの設置方法
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>【東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気柵、ワイヤーメッシュ柵設置の推進 <p>【棚倉町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家が自主的に侵入防止柵を設置するよう協力を依頼。 ・町で電気柵を購入し、地区に貸し出す形で設置。 <p>【矢祭町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人での自主的な設置及び一部助成 <p>【埴町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人および集落での電気柵の設置及び一部助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的に侵入防止策等の被害防止対策が講じられるよう住民の理解を求める必要がある ・原発事故を起因とした有害鳥獣の生息域の拡大 ・自主的に侵入防止策等の被害防止対策が講じられるよう住民の理解を求める必要がある ・対策への意識が向上し、耕作者で組合を作り広域設置は増加してきているが、農地の周辺環境や後継者等の理由でいまだ個人での設置が多く、設置箇所外での被害が断続的に発生している ・山間地を中心とする遊休農地と合わせての対策

	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵設置が困難な場合はワイヤーメッシュ柵の設置 ・イノシシ忌避用LED発光器を無償貸与 <p>【鮫川村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人での自主的な設置および一部助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワイヤーメッシュ柵の取扱いが容易ではないため、設置箇所が限定される ・設置方法に注意を要するため、実地での指導が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみでの包括的な対策 ・設置箇所以外での被害の増加及び設置箇所での維持管理不足
<p>生息環境管理 その他 の取組</p>	<p>【東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会】</p> <p>管内の鳥獣被害に関する情報の共有</p> <p>【棚倉町】</p> <p>雑木の除去、刈払いなど森林環境整備</p> <p>【矢祭町】</p> <p>集落による農地周辺林地の整備</p> <p>【埴町】</p> <p>倒木や竹林などの里山整備</p> <p>【鮫川村】</p> <p>雑木の除去、刈払いなど森林環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な会議の開催 ・原発事故による農作物の風評被害や価格の下落に伴う耕作者の減少、担い手不足による耕作放棄地の増加により、耕作地の管理が十分に出来ていない。 ・不用樹実類の伐採等地域住民の意識醸成が必要 ・協議会内の町村で抱える課題と解決するための対策・手段に関する情報の共有化

(5) 今後の取組方針

<p>【東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会】</p> <p>協議会が平成28年に設立してから6年目を迎えようとしている。協議会として、各町村の鳥獣被害の情報共有・連携の強化及び有害鳥獣の生息地域の拡大対策のため、耕作放棄地解消や不用樹実類の伐採等を促す取組みを行い、また、地域住民が主体となった侵入防止柵の設置を推進する。</p> <p>【棚倉町】</p> <p>有害鳥獣の捕獲体制の整備およびより効率の高いイノシシ捕獲方法の確立</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 狩猟者の育成 ② 適時的な狩猟者への協力依頼 ③ 捕獲への報奨金 ④ 防除対策の情報共有 ⑤ 鳥獣被害防止対策総合交付金事業を活用し、被害の顕著な地域に電柵柵
--

を設置

- ⑥ 耕作放棄地の農地幹旋
- ⑦ 雑木の除去、刈り払いなどの森林環境整備及び緩衝帯の設置
- ⑧ 広報等による鳥獣被害防止に関する情報提供

【矢祭町】

捕獲体制の強化および捕獲の効率化

捕獲実施者の高齢化に伴う後継者育成及び担い手の確保等支援

- ① イノシシ：捕獲隊の知識・技術向上だけでなく、集落による防護柵の広域的な設置を推進していく
- ② ハクビシン：個人または集落単位での防除の支援・指導および被害状況の調査
- ③ カワウ、サギ類：捕獲隊の捕獲とあわせ、漁協との連携および効果的な防除策の検討
- ④ 地域ぐるみの被害対策に向けた情報提供

【埴町】

- ① 狩猟免許取得支援など、後継者の育成努力
- ② 防護柵などの被害防止対策の拡充
- ③ 地域ぐるみの被害対策に向けた情報提供

【鮫川村】

放射性セシウムの検出の影響で、捕獲意欲に減退が見られ、出没数増加による被害拡大に懸念

- ① 狩猟免許新規取得者への一部費用助成
- ② 捕獲技術の向上へ向けた取り組み
- ③ 地域ぐるみでの包括的な被害防止対策の拡充
- ④ 有害鳥獣の生息状況および被害状況調査の実施

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

広域的な捕獲を実施する際には、場所や日時を各支部及び町村実施隊と事前に協議した上で実施していく。

○各町村の捕獲体制

【棚倉町】

棚倉町長の任命及び指名により、福島県猟友会東白川支部棚倉分会の被推薦者及び町職員が棚倉町鳥獣被害対策実施隊を編成。棚倉町と時期・場所について協議を行い、捕獲を実施。

【矢祭町】

矢祭町長の任命及び指名により、福島県猟友会東白川支部矢祭分会の被推薦者及び町職員が矢祭町鳥獣被害対策実施隊を編成。矢祭町と時期・場所について協議を行い、捕獲を実施。

【塙町】

塙町長の任命及び指名により、福島県猟友会東白川支部塙分会の被推薦者及び町職員の有資格者が塙町鳥獣被害対策実施隊を編成。塙町と時期・場所について協議を行い、捕獲を実施。

【鮫川村】

鮫川村長の任命及び指名により、福島県猟友会東白川支部鮫川分会の被推薦者が鮫川村鳥獣被害対策実施隊を編成。鮫川村と時期・場所について協議を行い、捕獲を実施。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ ハクビシ ン カラス ハト カルガモ カワウ サギ類 (アオサ ギ、ダイ サギ、ゴ イサギ)	【捕獲に関する事項】 ・報奨金の支給 ・くくりわなの購入 ・広域（東白川郡管内）での駆除体制の構築 ・広報誌等を通じての住民への情報提供、啓発活動を実施 ・狩猟免許に関する広報活動 ・漁協、実施隊と連携して定期的にかワウ・サギ類の捕獲を行うとともに、効果的な被害防止対策の在り方についての協議を進める。
令和5年度	イノシシ ハクビシ ン カラス ハト カルガモ カワウ サギ類 (アオサ ギ、ダイ	【捕獲に関する事項】 ・報奨金の支給 ・くくりわなの購入 ・広域（東白川郡管内）での駆除体制の構築 ・広報誌等を通じての住民への情報提供、啓発活動を実施 ・狩猟免許に関する広報活動 ・漁協、実施隊と連携して定期的にかワウ・サギ類の捕獲を行うとともに、効果的な被害防止対策の在り方についての協議を進める

	サギ、ゴイサギ)	
令和6年度	イノシシ ハクビシン カラス ハト カルガモ カワウ サギ類 (アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ)	<p>【捕獲に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報奨金の支給 ・くくりわなの購入 ・広域（東白川郡管内）での駆除体制の構築 ・広報誌等を通じての住民への情報提供、啓発活動を実施 ・狩猟免許に関する広報活動 ・漁協、実施隊と連携して定期的にかワウ・サギ類の捕獲を行うとともに、効果的な被害防止対策の在り方についての協議を進める ・捕獲技術の実証後、研修会を開催する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○イノシシ 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、及び福島県イノシシ管理計画の基準に基づいて捕獲を行う。</p> <p>○ハクビシン、カラス、ハト、カルガモ、サギ類（アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ） 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準に基づいて捕獲を行う。</p> <p>○カワウ 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、及び福島県カワウ管理計画の基準に基づいて捕獲を行う。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画および福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 600 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画および福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 600 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画および福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 600 頭
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく

	基準による。	基準による。	基準による。
カラス	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
ハト	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
カルガモ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
カワウ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 150羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 150羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 150羽
サギ類（アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ）	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲方法は、銃器及びはこわな及びくくりわなを基本とする。 ・東白川郡管内の各地域に合わせた捕獲率向上に向けた体制を整備する。 ・安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民の理解を得ながら有害鳥獣の行動を把握し、必要最低限の捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
------	------

なし	なし
----	----

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	電気柵（2段）設置。 棚倉町 2,200m 矢祭町 8,500m 埴町 5,000m 鮫川村 2,400m	電気柵（2段）設置。 棚倉町 2,200m 矢祭町 8,500m 埴町 5,000m 鮫川村 2,400m	電気柵（2段）設置。 棚倉町 2,200m 矢祭町 8,500m 埴町 5,000m 鮫川村 2,400m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	電気柵等設置地区住民による周辺の草刈及び電気柵の支柱・線の点検 地域住民が主体となった電気柵及びワイヤーメッシュ柵の設置の推進	電気柵等設置地区住民による周辺の草刈及び電気柵の支柱・線の点検 地域住民が主体となった電気柵及びワイヤーメッシュ柵の設置を推進 経年劣化している侵入防止柵の調査	電気柵等設置地区住民による周辺の草刈及び電気柵の支柱・線の点検 地域住民が主体となった電気柵及びワイヤーメッシュ柵の設置の推進 経年劣化している侵入防止柵の再設置の推進

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ ハクビシン カラス ハト カルガモ	<ul style="list-style-type: none"> ・各支部による被害情報の収集及び支部間での情報共有 ・生息数・飛来数の把握など生息状況調査の実施 ・実施隊への情報提供 ・地域住民が主体となった被害防止対策の推進 ・広報誌等による情報提供、啓発活動 ・農地の集約、担い手確保による耕作放棄地の解消

令和5年度	イノシシ ハクビシン カラス ハト カルガモ	<ul style="list-style-type: none"> ・各支部による被害情報の収集及び支部間での情報共有 ・生息数・飛来数の把握など生息状況調査の実施 ・実施隊への情報提供 ・地域住民が主体となった被害防止対策の推進 ・広報誌等による情報提供、啓発活動 ・農地の集約、担い手確保による耕作放棄地の解消 ・雑木の除去、刈払いや緩衝帯設置を行っている先進地域への視察研修会を行う。
令和6年度	イノシシ ハクビシン カラス ハト カルガモ	<ul style="list-style-type: none"> ・各支部による被害情報の収集及び支部間での情報共有 ・生息数・飛来数の把握など生息状況調査の実施 ・実施隊への情報提供 ・地域住民が主体となった被害防止対策の推進 ・広報誌等による情報提供、啓発活動 ・農地の集約、担い手確保による耕作放棄地の解消 ・情報収集による被害が多い地域の雑木の除去、刈払いなど森林環境整備及び緩衝帯設置を住民に促す

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

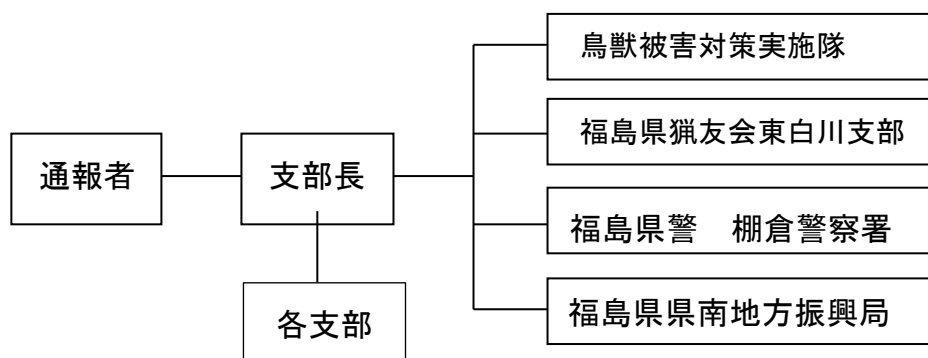
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集及び関係機関への情報提供 ・住民への注意喚起 ・被害防止対策の指導及び助成 ・各関係機関との連絡調整 ・捕獲許可の申請
棚倉町鳥獣被害対策実施隊 矢祭町鳥獣被害対策実施隊 塙町鳥獣被害対策実施隊 鮫川村鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の捕獲 ・追い払い活動の実施 ・鳥獣被害の調査 ・被害防止対策等の指導
福島県農業共済組合	広域協議会構成員としての助言
東西しらかわ農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣による農作物被害の情報提供 ・広域協議会構成員としての助言
東白川郡森林組合	広域協議会構成員としての助言
久慈川第一漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・カワウ、サギ類等の被害情報の提供 ・広域協議会構成員としての助言
一般社団法人福島県猟友会	・有害捕獲への協力

東白川支部	・ 捕獲技術の指導
関東森林管理局 棚倉森林管理署	国有林内での有害鳥獣関連情報の提供
福島県警 棚倉警察署	・ 捕獲活動に関する助言及び指導 ・ 緊急時における住民の安全確保
福島県県南農林事務所 福島県県南地方振興局	・ 被害防止対策に関する助言及び指導 ・ 捕獲活動に関する助言及び指導

(2) 緊急時の連絡体制

東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会各支部担当者が関係機関等と下図の通り連絡・調整を図る。



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	福島県内全域で野生鳥獣の出荷制限があるため利用は不可能。
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	なし

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

構成機関の名称	役割
棚倉町 矢祭町 埴町 鮫川村	<ul style="list-style-type: none">・被害情報の収集及び関係機関への情報提供・住民への注意喚起・被害防止対策の指導及び助成・各関係機関との連絡調整・捕獲許可の申請
福島県農業共済組合	広域協議会構成員としての助言
東西しらかわ農業協同組合	<ul style="list-style-type: none">・鳥獣による農作物被害の情報提供・広域協議会構成員としての助言
東白川郡森林組合	広域協議会構成員としての助言
久慈川第一漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none">・カワウ等の被害情報の提供・広域協議会構成員としての助言
一般社団法人福島県猟友会東白川支部	<ul style="list-style-type: none">・有害捕獲への協力・捕獲技術の指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
関東森林管理局 棚倉森林管理署	国有林内での有害鳥獣関連情報の提供
福島県警 棚倉警察署	<ul style="list-style-type: none">・捕獲活動に関する助言及び指導・緊急時における住民の安全確保
福島県県南農林事務所 福島県県南地方振興局	<ul style="list-style-type: none">・被害防止対策に関する助言及び指導・捕獲活動に関する助言及び指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

【棚倉町】

平成 28 年 6 月 1 日設置。18 名（猟友会の被推薦者 18 名）

【矢祭町】

平成 28 年 8 月 1 日設置。18 名（猟友会の被推薦者 15 名、町職員 3 名）

【埴町】

平成 28 年 4 月 1 日設置。26 名（猟友会の被推薦者 14 名、町職員有資格

者 12 名)

【鮫川村】

平成 28 年 4 月 1 日設置。26 名（猟友会の被推薦者 26 名）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

関係機関と連携して被害防止対策を推進していく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし